

皆生みどり苑外壁補修工事 仕様特記事項

社会福祉法人鳥取県厚生事業団

1 工事範囲および費用内訳

- ①既設部材の撤去および処分費用を全て含めること。
- ②工事に必要な全ての材料費、消耗品費を含めること。
- ③工事完了後の清掃、廃材の処分費用を含めること。
- ④必要に応じて発生する各種申請・手続き費用を含めること。

2 工事条件

- ①工事は平日の 9 時から 17 時までを基本とする。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日などに作業を行う必要がある場合は、事前に双方で協議のうえ決定する。
- ②屋内での作業が必要となる場合、作業箇所付近の通路（廊下、出入口等）については、常に車いすが安全に通行できる幅員を確保すること。また、11 時 30 分から 13 時 30 分の間は配膳車の通行も可能な状態を維持すること。
- ③作業に伴う電気・水道等の供給停止（断水含む）がある場合は必要最低限とし、その時間と範囲は事前に発注者と協議のうえ決定する。
- ④近隣住民への配慮を徹底し、騒音や振動、臭気等に最大限注意を払うこと。必要に応じて事前周知を行うこと。
- ⑤工事期間中は、安全管理を徹底し、第三者への危険防止に努めること。安全対策（足場の設置、養生等）は入札金額に含めること。
- ⑥工事車両の駐車スペース、資材置き場については、発注者と協議のうえ決定する。
- ⑦工事完了後、発注者による検査を実施する。指摘事項があった場合は速やかに是正すること。
- ⑧工事によって建物や設備に損害を与えた場合は速やかに修復し、その費用は受注者の負担とする。
- ⑨当苑は敷地内禁煙とする。
- ⑩コーキング交換工事は、居室内への影響等を考慮し、施工場所及び日程については予め発注者と協議をすること。
- ⑪作業中には塵などが周囲に飛散しないよう、対策を十分に行うこと。また、作業終了後は速やかに清掃を行うこと。